

# 平成27年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成27年4月28日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 16時05分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

## 【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 吉崎 静夫

委員 高橋 陽子

委員 濱谷 由美子

教育長 渡邊 直美

## 【欠席委員】

委員 中本 賢

## 【出席職員】

総務部長 三橋

学校支援総合調整担当理事 総合教育センター所長 芹澤

総務部担当部長 佐藤

教育環境整備推進室長 丹野

職員部長 山田

学校教育部長 小田嶋

中学校給食推進室長 望月

生涯学習部長 小椋

庶務課長 野本

企画課長 古内

庶務課担当課長 田中

総合教育センター総務室長 広瀬

総合教育センターカリキュラムセンター室長 榎原

指導課長 渡辺

指導課担当課長 山科

指導課担当課長 増田

指導課係長 久保

学校教育部担当課長 山川

指導課指導主事 吉村

担当係長 高橋

書記 今村

## 【署名人】

委員 高橋 陽子

委員 吉崎 静夫

(14時00分 開会)

## 1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、中本委員が所用により欠席でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

## 2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、14時00分から16時50分までといたします。

## 3 傍聴（傍聴者 22名）

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。また、川崎市教育委員会傍聴人規則第2条により本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。

また、新聞社より写真撮影をしたいとの申し出がございますが、川崎市教育委員会傍聴人規則第4条により、ただいまから議事事項に入るまでの間に限り、写真撮影を許可してもよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

## 4 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件につきましては、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思っておりますので、お諮りいたします。

報告事項 No.5 については、特定の個人が識別されうる氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、

議案第10号 については、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがあるため、

これらの案件を非公開とすることでよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【峪委員長】**

それでは、そのように決定いたします。

## 5 署名人

**【峪委員長】**

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第15条」により、高橋委員と吉崎委員にお願いをいたします。

**【峪委員長】**

本日の日程はお配りいたしましたとおりでございますが、請願審議につきまして、陳述者がいらっしゃっておりますし、また、議案第7号につきましては、本日審議する請願と関連する教科書採択についての議事でございますので、議事の順番を入れ替え、続けて審議させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

## 6 報告事項 I

報告事項 No. 1 請願第1号（教科書の第1採択地区における教科書展示場についての請願書）の報告について

**【峪委員長】**

庶務課担当課長 お願いいたします。

**【庶務課担当課長】**

それでは、教育委員会あての請願を受け付けましたので御報告いたします。はじめに、書記より読み上げさせていただきます。

－ 請願第 1 号読上げ－

本日の教育委員会では、請願の取り扱いについて御協議いただきたいと存じます。また、請願者より意見陳述を希望する旨の申し出がございましたので、意見陳述の可否について、また、認める場合は何分程度とするか、御審議いただきたいと存じます。

この請願は本日の請願審議として予定されております議案第 7 号と関連しており、また請願第 15 号と同様の趣旨のものがございますので、本日審議が必要かと思われまます。その点につきましても併せて御協議いただきたいと存じます。

以上でございます。御協議のほど、よろしくお願い致します。

**【峪委員長】**

ただ今、報告のありました請願第 1 号の取り扱いにつきまして、御協議願います。

この請願は、本日の議案第 7 号及び請願に関するもので、本日審議が必要であるとの説明がありました。よって、本日このあと、請願の審議を行うということによろしいでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【峪委員長】**

次に、請願の意見陳述についてでございますが、これを認め、その時間については、10 分程度ということによろしいでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【峪委員長】**

それでは、そのように決定させていただきます。

## 7 請願審議

平成 26 年度 請願第 14 号 2016 年度使用教科書の採択に関し、改訂「地教行法」の趣旨を踏まえての採択手順で採択を求める請願書について

**【峪委員長】**

まず、請願者の方が陳述を希望されておりますので、ここでお願いしたいと思います。ただいまから 10 分程度でお願いいたします。それではどうぞ。

**【請願者】**

よろしくお願い致します。私は、3 月に提出した、2 つあるんですね。今一つしか、14 号しかあ

れですけど、15号ももう出しておりましたので、一応合わせたということで、そのように事務局の方には電話で連絡したと思うんですが、2つやっちゃうと20分になっちゃうんですね。10分で。

**【峪委員長】**

はい、ありがとうございます。

**【請願者】**

というのはね、よくお読みいただければわかるんですけど、請願の趣旨の半分程度はほぼ同じなんです。なので、要するに、請願項目が長くなっちゃうので、10項目にもなっちゃうので、2つに分けてやったとこういう次第なんですね。

それでは、2つの請願の趣旨に共通しているのは今言ったようなことですが、その趣旨の、つまりこういうことですよ。昨年、地教行法の改訂が行われましたけれども、その趣旨の徹底を図るために、昨年7月17日に出示された初等中等教育長通知の中から、特にその中の教育委員会についての最後の(6)その他のところの文章に注目して、請願の趣旨にしたところですよ。すなわち、こう書いてあります。「教育委員会における審議を活性化し、地域住民の民意を十分に反映するためには、教育委員会の現状に関する調査(文部科学省実施)の調査項目となっている学校や教育委員会事務局に寄せられた意見の教育委員会会議における紹介、アンケートの実施、公聴会や意見交換会の開催、所管施設の訪問等の取り組みが有効であることから、これらの機会を積極的に設ける必要があること」との意見。そこで、私たちは、以上のような通知内容に即して、教科書採択手順を考えた場合に、従来の川崎市が行ってきた手順内容を、地域住民の民意を十分に反映するために一層の改善を行うことが重要と考えてこの請願を提出したわけです。

ということであるわけですが、その後の項目その次、項目は幾つかあるんですけども、請願項目を掲げましたけれども、特に最初のほうのやつ、「教科書を使って教える教師たちの意見が反映されるように一層の充実をはかること」という請願項目がありますけれども、また、③の「高校教科書の採択は、学校の意向に配慮して行うこと」に関して、ちょっと参考のためになんですけどね、昨年の2014年12月19日付で、日本弁護士連合会が公表した、「教科書検定基準及び教科用図書検定審査要綱の改訂並びに教科書採択に関する意見書」をちょっと紹介したいと思うんですね。検定について、縷々書いてあるんですが、教科書採択については、最後のオというところで、「教科書採択において教育現場の意見が尊重されるべきこと」という小見出しですね。最初に今まで起こっている採択問題を罪断したわけで、このように述べています。「そもそも教育は、教師と子ども間の人格的接触に基づいて行われるという本質的要請があり、旭川学力テスト事件最高裁判決、日々子どもたちと接している教師や教師集団である学校こそ子どもの状況やニーズを的確に把握できる、したがって、前述したように、子どもが有する自己の人格や能力の発達をさせるために、学習する権利を保障するためには、子どもに直接接する教師や学校現場に、教育についての専門性に基づく一定の教育の自由が保障されることが必要であると。この点、国が教育の大綱的な基準として学習指導要領を作成しているが、学習指導要領についても理念や方向性のみが示されていると見られる部分、抽象的ないし懐疑的な多様な異なる解釈や多様な自主性がいつでも成り立ち得るような部分等は放棄足り得ず、具体的にどのような内容、または方法を教育するかについて、その大枠を逸脱しない限り、教師の色に、裁量に委ねられている」とい

うことで、最高裁2011年9月16日東京高裁判決とされているのも、子どもの学習権利継続のためには、現場の教師の裁量を尊重することが適切だからであると。1966年に採択されたILO、ユネスコ、教員の地位に関する勧告によれば、教育は職責の遂行に当たって学問の自由を享受するものとする。教員は、生徒に最も適した教部及び教授法を判断する資格を特に有しているので、教材の選択及び使用、教科書の選択並びに教育方法の適用に当たって承認された権限の枠内で、かつ、まあそうやって、とにかく教師が大事だということを、縷々述べているんですね。もう時間がないのでね。結論だけ述べますが、教科書検定についての意見なわけですよ。検定は、これはちょっとあれなのでいいですが、検定は憲法26条に違反しているんじゃないかという疑義があると、弁護士会は述べています。教科書採択においては、子どもの学習権の保障のために、教師及び学校の意図を十分に尊重することを求めるというのが結論になっているんですね。

ということで、私たちが出した提案にも項目がありますので、参考にしてくださいということですね。それから、②「採択地区が全市一つになると、南北に長い川崎の地域特性が反映できない採択結果になるので、現行の4つを変更を行わないこと」とか、「傍聴者全員の全てが傍聴できる施設で採択すること」、「展示会場を学校以外の公共施設に設置すること」、先ほどの報告とちよつと同じですね。さらに、⑤に関して詳しく述べますと、やっぱり先ほどと同じなんですけど、学校である展示場のままに市民の意見を取得するということになりまして、学校に誰でも簡単に入れることが必要ですが、それは神戸池田小学校以来、各学校のセキュリティを高めるように行政指導をされているわけで、それと大変矛盾すると思うんですね。したがって、⑤の請願項目を設けました。

次に、「住民の意見を十分に反映する」ということですが、請願15号かな、教科書採択を生かすためには、今の持っている教科書展示場を一層住民に開かれたものにするのが重要になってきているとの考えから、昨年の展示会場のアンケートに書かれた文章の中から改善してほしいことを以下に具体的に請願として提出しました。私は、相当の何百通というアンケートがありましたが、全部読んでみたんですね。結構意見がありました。「全部の行政区に最低1カ所の教科書展示場を設けること」、幸区はないので設けてくれという意味ですけど。「教科書展示場との表示があるという場所がわかりにくかったので、教科書展示場に会場表示を掲げる」と。わからなくてなかなか行けなかったという意見が多くありました。「臨時会場の展示期間をせめて1週間にしてほしい」、4日間だったかな。市民へ「教科書採択のために市民の意見を求めている」などのアピールをぜひやっていただきたい。「意見が書きやすいように、机や椅子を用意すること。また、明るい場所で書けるような設備を設けることやコピーができるようにすること」、昼間働いている人が展示場に行けるように、夜せめて7時まで、先ほどは9時となっていました。我々は最低7時までや、休日も含めて展示場を開設すること。

最後に、この請願の提出者は、「教育に憲法を生かす川崎市民の会」代表である畑谷嘉宏弁護士と、事務局長の私橋本ですけども、今ここに提出しているものを含めて、賛同者は14号の224名、15号は220名ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

そして、最後に、ちょっとはしょっちゃったんですけども、弁護士会の連合会、これは結構大部なものなんですけど、印刷しておきましたので、ぜひ今後参考のためによりしくごらんください。以上です。

**【峪委員長】**

ありがとうございました。ただいまの陳述につきましては、本請願の審議に際しての参考とさせていただきます。

それでは、次に、事務局から説明をお願いいたします。

**【指導課長】**

それでは、請願第14号について御説明させていただきます。

請願事項でございますけれども、「教科書を直接使って教える教師たちの意見が反映されるよう、一層の充実をはかること」、「採択地区が全市一つになると、南北に長い川崎の地域特性が反映できない採択結果になるので、現行の4つの採択地区の変更を行わないこと」、「高校教科書の採択は、学校の意向に配慮して行うこと」、「傍聴希望者の全てが傍聴できる施設で採択すること」、「展示会場を学校以外の公的施設に設置すること」でございます。

本請願の趣旨に記載されております文部科学省の通知におきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正内容として教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等、制度の抜本的な改革を行うものとされております。また、本通知における教育委員会の項目として、教育委員会においてさまざまな機会を積極的に設ける必要について記載されておりますが、その内容は、直接教科書の採択について限定したものではありません。

教科書の採択については、別の文部科学省の通知、「平成28年度使用教科書の採択について」におきまして、「採択の決定に当たっては、教職員の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されるなどにより、採択権者の責任が不明確になることがないように、採択手続の適正化に努めること」とされ、公立の学校において使用される教科書の採択権限を有するものは、教育委員会であり、高等学校においても同様とされ、各学校の採択希望については、教育委員会において審査をすることが適切とされており、本市におきましては、従来から採択手順を遵守してきたものでございます。

なお、請願事項につきましては、後の議案にかかわってまいりますので、説明は控えさせていただきます。

事務局からの説明は、以上でございます。

**【峪委員長】**

説明は以上でございますが、何か質問や御意見等がありますか。

よろしいですか。それでは、請願についてのご意見等ありますか。

**【濱谷委員】**

じゃあちょっとよろしいですか。幾つもあるんですけども、例えば、川崎市が結構縦に長いとか、そういうお話ですけども、最近は情報も密にいろいろいっていますし、地域によって変わるというようなことは、川崎市の中では、あまり私は感じないかなというふうに、川崎市の市民、子どもたちは同じような形で教育していくというのでいいのではないかなと思う。地域によっての特徴がすごくあるというふうにはちょっと思えない今の状況だなというふうに。もっと昔であ

れば、北のほうと南のほうとでは、工業地帯とちょっと田園的なのとか、そういう地域というふうには違いは結構あったかなと思うんですが、今現在はあまり地域の差は感じないということをしてすごく思っています。ですから、無理にまとめようということではないんですけど、同じ目線で見なければいいのかなということ。あと展示場についても、できる限りやはり見やすい場所に置くのが望ましいかとは思いますが、その辺は、少しずつ努力されて今の状態があるのかなとも思いますし、もっといい場所があれば、もちろんそういうふうにしていけばいいのかなとも思います。ということで、以上、すみません。意見を言いました。

#### 【教育長】

今、展示場について御意見がございましたけれども、市民の方々に教科書を直接ごらんいただく機会というのは、大変大事だと思いますので、可能な限りの改善は図るべきだというふうに、そういう認識は持っておりますので、今現在の状況よりも、さらに市民の方により利用しやすい展示場にしていきたい、そのように考えております。

#### 【吉崎委員】

よろしいですか。今請願第14号のほうの趣旨の最後の2行なんでございますが、「昨年度行われた高校教科書採択において、貴委員会は昨年、採択手順から逸脱しての採択を行ったところですが、今年の採択においては、文字どおり採択手順に即しての採択を求めるものです。」というふうに書いてありますけれども、先ほどの事務局の説明からありますように、最後の高校教科書も決定権は教育委員会にあるわけでありまして、この採択手順が逸脱したというふうには私は全く思っておりません。今日、議案第7号で、一応そのことの議論がなされるというふうに思っていますので、そこでも意見を述べたいと思いますが、決してこの最後の2行は、文字どおりそのまま私は認めるといふふうには思っておりません。

#### 【教育長】

今、吉崎委員からお話がありました点については、私も同様に思っておりまして、私だけでないかと思いますが、昨年の夏の高校教科書採択において、採択手順を逸脱して行ったという認識は一切持っておりませんので、これは委員のおっしゃるとおりだというふうに私も思います。

#### 【濱谷委員】

私もそう思います。

#### 【峪委員長】

そのほか、ありますか。

それでは、ないようですので、これまでのお話を踏まえて、請願の取り扱いをしてまいりたいと思います。

教科用図書の採択につきましては、その手順や方法を含めて教育委員会の職務というか、重要な役割として行っていくものであるということが、これがまず第一だと思います。

それから、過去の教科書採択に関する請願陳述についても、本教育委員会においては、いずれの請願、陳情についても採択をしたという判断はしていない、したことがないという、そうでしょ



うけれどもね。

しかし、請願理由で、教育委員会が採択手順を逸脱したという教科用図書の採択を行っているというふうに2行で述べられておりますが、そのようなことは全くなくて、その手順や方法を含めて、教育委員会は従来から教育委員会の権限と責任において実施しているので、そのようなことが述べられている請願については、不採択としたいと思います。よろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【峪委員長】**

それでは、そのように決定をいたします。

なお、これからも本市教育委員会は、教育委員会の権限と責任において、より一層公正・公平な教科用図書採択事務を遂行していきたいと思っております。なお、意見がございましたように、教科書の展示等については、できる限り市民の便宜を図っていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

平成26年度 請願第15号 2016年度使用教科書の採択に関し、「地域住民の民意を十分反映」できるための施策を求める請願書について

請願第1号 教科書の第1採択地区における教科書展示場についての請願書について

**【峪委員長】**

続きまして、平成26年度 請願第15号について、先ほど話がありましたけれども、事務局からの説明を受けたいと思っております。

それでは、先ほどの陳述は、14号と15号を合わせてということで、よろしいでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【峪委員長】**

それでは、14、15を合わせてということで。

続きまして、請願第1号について、請願者が陳述を希望されておりますので、ここでよろしくお願いをいたしたいと思っております。それでは、ただいまより10分程度でお願いいたします。

**【請願者】**

中身が入り口的な中身なので、前後しちゃっているのかなとも思うんですけども、よろしくお願いたします。

このたび、教科書の展示に関する請願を4項目にわたり提出いたしました。本日、請願者、中瀬奈都子のかわりに、私、佐々木和子が請願陳述をさせていただきます。よろしくお願いたします。

請願1、展示場を公共の建物でという内容です。ここ数年、第1採択地区は、宮前小学校が会場

でした。昨年のことをお話ししますと、まず校門に展示場の案内がなく、後ほど電話できっちりはっきり出してほしいとお願いした次第です。また、どの学校でもそうですが、今、門の施錠がかかって、インターホンでの開錠依頼が必要です。学校への出入りの不慣れな方には、入りにくい会場との印象があります。受付はPTAの役員をされているお母さんが交代でいらっしゃいました。閲覧の方がほとんど見えないので、状況を伺いますと、「大体こんな感じ」とのお答えでした。学校から「当校で展示をしていますので」というようなお知らせがなかったのですかと伺いましたら、「特に」と記憶にない様子でした。それまで私は学校が会場であることは、せめてその学校の父母にとっては行きやすい場所として貴重だと思っていたのですが、むしろ行きにくい会場になっていると実感したものです。

また、前々回のときに2～3名、5～6名で行った者が、それぞれ持ち寄って見比べてみるとか、2、3の教科書を並べてみるといったテーブルがあったのですが、前はそれがなく、壁際の椅子に座って、ひざの上に教科書を置いて見るという状況でした。小さな机に筆記用具と意見用紙が置かれていましたが、狭いものでした。請願2にあるように、机、椅子の設置はぜひお願いしたいところです。

請願3の開場時間につきましては、請願4の教員の方々の閲覧も含めて午後9時までとはならなくても、仕事帰りの方も寄れる時間までの延長をお願いします。

請願4、教員の方々の時間の確保ですが、私たち一般市民以上に現場の先生方の意見は貴重です。忙しい中、限られた期間ですので、教育委員会より各学校への閲覧、吟味、検討の時間確保を強くお願いしていただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいいたします。

#### 【峪委員長】

ありがとうございました。それでは、次に事務局からの説明をお願いします。

#### 【総合教育センター総務室長】

それでは、請願第15号と請願第1号につきまして、1項目ずつ御説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、請願第15号のほうから始めさせていただきます。

「全部の行政区に、最低1カ所の教科書展示場を設けること」ということにつきまして、平成25年度までは、教科書センターの川崎区、中原区、高津区に3カ所、臨時会場を多摩区に1カ所設置し、4カ所で教科書展示会を開催しておりました。平成26年度に臨時会場を宮前区、麻生区の2カ所を加え、6カ所で開催をしております。また今年度から川崎区にも臨時会場を加えて7カ所で開催してまいります。高津区の教育センター以外の展示場は、利用者の利便性を考慮して、駅付近の公共施設にて開催しております。幸区内には駅付近に適切な施設がなく、会場確保に苦慮しております。今後幸区に関しては、交通の利便性も考慮して、駅近くには限定せず、開催可能な公共施設を調査し、全行政区での開催を検討してまいります。

2つ目、「教科書展示場との表示がなく、場所がわかりにくかったので、教科書展示場に会場表示を掲げること」、それにつきまして、教科書展示場の案内につきましては、展示を開催する施設と打ち合わせを行い、施設が認める掲示スペースを利用して案内をしております。市民の皆様が展示会に来場されたときに、会場がすぐわかるよう表示を工夫してまいります。

三つ目、「臨時会場の展示期間をせめて1週間にすること」でございます。臨時会場の展示会につきましては、市民館のギャラリー利用規則により、ギャラリーの使用期間が年末年始の休館日及び点検日を除く木曜日の午後1時から翌週の木曜日の正午までとなっており、その中に搬入搬出時間を含めるため、1週間の開催はできないという状況になってございます。

4番目、「市民へ『教科書採択のために市民の意見を求めている』などのアピールをすること」につきましては、教科書展示会の開催につきましては、市政だよりやホームページへの掲載、案内チラシを作成し、教育施設や区役所等の情報サービスコーナーにて配付し、市民に周知しております。また、教科書展示会場の出入り口にアンケート記載場所を設けて、教科書の内容や展示会についての御意見をいただいております。

5つ目、「意見が書きやすいように、机や椅子を用意すること。また、明るい場所で書けるような設備を設けることやコピーができるようにすること」につきましては、教科書展示会場内に記載していただくための机や椅子も用意しております。記載場所に関しては、照明の劣等、明るい場所を選んで設置を行っております。会場施設の照明を使用しているため、既存の設備では明るさを変更等はできませんけれども、もし照度が不足しているような場合には、別途照明器具等の設置により対応できるよう検討してまいります。また、コピーにつきましては、コピー機器を1台設置してありまして、希望者にはその場でコピーを利用いただいております。

6番目、「昼間働いている方が展示場に行けるように、夜や休日も含めて展示場を開放すること」につきましては、教科書展示会場の開放時間は、教科書センターは9時から5時まで、臨時会場は10時から6時までとしております。川崎区の教科書センターは小学校において開催しており、施設の管理上、5時以降の開催はできませんが、中原区の教科書センターは会館の運営時間により、月曜日、水曜日は5時までとなりますが、火曜日、木曜日、金曜日は6時までとしてまいります。また、高津区の教育センターは6時までに変更してまいります。川崎区と中原区の教科書センターについては、土曜日、日曜日は開催しておりませんが、高津区の教科書センター及び臨時会場につきましては土日も含めて開催しておりますので、この日程の中で御利用いただきたいと考えております。

続きまして、第1号のほうにつきまして、お答えをさせていただきます。

1番目です。「教科書の第1採択地区における教科書展示場を、川崎市教育文化会館等市民が自由に出入りすることのできる公共の建物で行うようにしてください」につきまして、川崎区の教科書センターは、これまで宮前小学校を教科書センターとして御協力いただいておりますが、学級増等がありまして、別の会場を当たっております。使用できる場所の確保や駅からの利便性等を考慮した結果、今年度は東門前小学校に御協力をいただき、開催することとしております。また、臨時会場として教育文化会館で開催することも決めております。

2番目です。「市民が教科書を読み、アンケートを記入することができるよう、机、椅子及び筆記用具を用意し、また各教科書を比較検討する目的で、一部複写することができるようコピー機を用意してください」、先ほどと回答が重複しますが、教科書展示会場でアンケート記載場所を設けて記載していただくための机、椅子、筆記用具を用意しております。また、コピーにつきましては、コピー機を1台設置しており、希望者にはその場でコピーを利用いただいております。

「上記会場の開場期間を午前9時から午後9時までとしてください」につきましては、川崎区の教科書センターは、小学校を利用しているので5時以降の開催はできず、9時から5時としております。他の展示会場では6時まで開催しており、高津区の教科書センター及び臨時会場につい

ては、土日も含めて開催しておりますので、この日程の中で御利用いただきたいと考えております。

4番目、「教員が教科書展示場に出向き、教科書を検討する日程を確保してください」につきましては、各学校長は学校行事等の調整を行いまして、教員が教科書を事前に検討する時間を確保しているものと考えております。

以上でございます。

**【峪委員長】**

それでは、何か御意見等ございますでしょうか。ただいまの説明と、それから先ほどの請願を含めてよろしくお願いをいたします。

**【教育長】**

15号、1号それぞれに関連しますけれども、今事務局からの説明にもございましたが、展示場の改善については、可能な限り取り組んでいきたいとは思っております。物理的な条件等でなかなかそのとおり行かないものの中にはございますけれども、お応えできるものについては、今後改善を図ってまいりたいと考えております。以上です。

**【高橋委員】**

私も1号と15号に関連してなんですけれども、例えば、案内、ここの展示場でやっていますというような案内というのが、比較的市政だよりとか、紙媒体が多いのかなという感じもするんですけども、なかなか正しい情報が届いていないことによって、その機会を失っている場合もあるかと思うんですね。例えば、今聞いていた中では、土日開いている場所もあるという御報告のある一方で、請願の中では、昼間働いている方が見てもらえる機会というお願いとか、あと先生たちが検討する日程を確保してほしいというのがあって、例えば、土日というところであれば、比較的もっと見る機会がふえる方があるかと思うので、広報というか、そこはもう一度、もうちょっと違った形もないのかということの一つ検討があるかなと思うので、再検討、より繋がってたくさんの方に見ていただくことがより一番いい形だと思うので、そこはお願いしたいと思えます。

**【峪委員長】**

どうでしょう。よろしいですか。

**【教育長】**

別に学校のお話、教職員が教科書を吟味検討する時間の確保のお話がありましたけど、これは事務局の説明でも触れましたが、ほとんどというか、全ての学校でこの時間は確保されているものだというふうに思います。私自身もこの時間を確保する中で、以前調査・研究の機会をもらったこともありますし、そういった意味では、学校の意識はこのあたりは高いと思いますので、引き続きこのようになればよろしいかというふうに思っております。

**【峪委員長】**

教員にとっては、展示場の教科書だけでなく、見る事ができていますからね。日常的にはね。だから、その場所へ行かなくても、ある種、検討はできるという状態でもあると。

いかがですか。よろしいですか。

それでは、これまでのお話し合いを踏まえて、取り扱いを決定したいと思います。

26年度から会場が2カ所ふえているということ。それから、これから会場の案内を改善をしていくということ。市政だより初め、ホームページ等も活用して広報をすること、さらなる広報があるかどうか検討してもらおうということ。照明器具あるいはコピー機等の設置も考慮していくということ。土日休日も含めて開催するという事等、お話がございました。

しかし、この展示方法について、全て願意のとおり実施するということは難しいところもありますので、この請願をそのまま採択するという事はできませんけれども、これからも展示会場、方法などについては、工夫を重ねていくということは、市民にとって大切だと思いますので、この趣旨を採択をしたいと思いますが、いかがですか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、請願第15号、請願第1号ともに趣旨採択といたします。ありがとうございました。

## 8 議事事項 I

議案第7号 平成28年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について

【峪委員長】

指導課長 お願いいたします。

【指導課長】

それでは、議案第7号「平成28年度川崎市使用教科用図書の採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について」御説明させていただきます。

議案書の1ページをごらんください。初めに、「平成28年度川崎市使用教科用図書の採択方針」について御説明いたします。

「1 目的」でございますが、教科用図書は、各学校において教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として使用を義務づけられているものであり、児童生徒が学習を進める上で極めて重要な役割を果たすものであります。よって、本市学校教育の充実に最も適した教科用図書を採択するとともに、その手続の公正かつ適正を期すため、平成28年度川崎市使用教科用図書採択方針を定めるということでございます。

「2 採択の基本的な考え方」の「(1) 採択の権限」でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及びその他関係法令に基づきまして、教育委員会がその責任と権限のもと、公正かつ適正に実施いたします。「(2) 採択する教科用図書」でございますが、採択対象とする

教科用図書につきましては、学校教育法第34条第1項等の規定に基づきまして、文部科学省が作成する教科用図書目録に登載された教科用図書のうちから使用する教科用図書を選択するものとしたします。ただし、特別支援学校、特別支援学級におきましては、学校教育法附則第9条の規定により、検定教科用図書以外の教科用図書も使用できるとされておりますので、この教科用図書も採択できるものとしたします。なお、以下、この教科用図書を附則第9条図書と呼んでおります。

次に、2ページをごらんください。「(3)教科用図書の調査審議」でございますが、教科書目録に登載された教科用図書について、調査審議の観点に基づき、十分に行うものとしたします。「(4)採択の透明化」でございますが、採択の公正確保に向けて、採択方針及び採択手順を公表するものとしたします。また、教育委員会における採択は公開するとともに、教科用図書選定審議会報告書等の資料については採択終了後に公開するなど、採択の透明化に努めるものでございます。ただし、教科用図書選定審議会及び調査研究会は、事務執行上影響があるため非公開とするとともに、学校が作成した調査票のうち学校名が特定できる部分は不開示としたします。「(5)静ひつな採択環境の確保」でございますが、採択を公正かつ適正に行うため、教科用図書について誹謗中傷等が行われる中で採択がなされたり、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められたりなどの疑念が抱かれたりすることのないよう、静ひつな採択環境を確保いたします。

次に、3ページをごらんください。「3 教科用図書の調査審議」の「(1)教科用図書選定審議会」でございますが、教科用図書の審議を行うため、川崎市教科用図書選定審議会を設置し、教育委員会が教科用図書の調査審議を諮問するものでございます。また、審議会のもとに調査研究会を置き、調査研究会は教科用図書の調査研究を行い、審議会に報告いたします。「(5)調査審議の観点」でございますが、教育基本法及び学校教育法の理念の実現に向けて、次の5つの観点から検討して、最も適切と思われるものを採択するものでございます。「ア 学習指導要領との関連」、「イ 編集の趣旨と工夫」、「ウ 内容」、4ページにまいりまして、「エ 構成・分量・装丁」、「オ 表記・表現」でございます。

「4 教科用図書の採択手順」でございますが、これにつきましては、フロー図により御説明を申し上げますので、6ページをお開き願います。フロー図①は、小・中学校における教科用図書の採択手順を示したものでございます。教科用図書の採択に当たりましては、学校教科担当者、教育委員等がそれぞれの立場、それぞれの視点から多角的に教科用図書を精査する、そういうプロセスを経ることにより、教科用図書の採択における適正さ、公正さを確保していきたいと考えているところでございます。採択までの流れでございますが、初めに教育委員会が①で教科用図書選定審議会に対して教科用図書の審議を諮問するとともに、②で調査研究会、③で各学校に対して調査研究を依頼いたします。各学校では、校内検討委員会を設けて、全ての教科用図書に関して調査研究を行い、④により研修内容等の項目について調査内容をあらかじめ校長名で調査研究会に報告するものとしたします。また、調査研究委員により構成されております調査研究会は、⑤により、各学校から提出のあった調査研究を採択地区ごとに取りまとめるとともに、⑥により調査研究会独自に教科用図書に係る報告書を作成するものとしたします。次に、教科用図書選定審議会での審議に入りますが、選定審議会は、学識経験者、学校図書の関係者及び市職員により構成するものとしたします。選定審議会は、調査研究会からの報告を参考にする一方、選定審議会独自の立場で審議した上、⑦により答申書を作成し、教育委員会に答申するものとしたします。教育委員会では、この答申書を参考にする一方、独自の視点で教科用図書を審査し、最終的に教

育委員会の権限と責任のもと、採択地区ごとに教科用図書を採択していただくものといたします。以上が小・中学校における教科用図書の採択手順でございます。

なお、小学校が使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条の規定に基づきまして4年間は同一のものを採択いたします。平成28年度は、今年度で使用している教科用図書と同一のものを採択することになりますので、教育委員会でその採択を実施いたします。

次に、高等学校の教科用図書の採択手順について御説明いたします。

高等学校の教科用図書の採択替えにつきましては、義務教育諸学校とは異なりまして、採択地区や期限など法令上の具体的な定めはございませんが、設置学科、学校の特色等の各学校の実態に応じて毎年学校ごとに採択替えを実施しているところでございます。昨年8月17日の教育委員会臨時会におきまして、高等学校の教科書採択に当たっては、教科によっては少ない人数での調査研究になっており、より多くの人数で教科書を調査研究できるように仕組みを改善する必要があるという御指摘をいただいております。

そこで、平成28年度使用教科用図書の高等学校の教科用図書の採択手順につきまして、7ページのフロー図②をごらんください。一番下の四角囲みに校内検討委員会、調査研究会とございますが、調査研究会は、高等学校ごとに選任された調査研究員が全ての種目の教科用図書について調査研究をし、報告書を作成し、調査研究報告書を教科用図書選定審議会に提出いたします。フロー図では③の部分になります。次に、左側にあります校内検討委員会でございますが、各学校においてそれぞれの種目について教科書の調査研究を進めていく委員会でございます。この校内検討委員会は、資料の4ページのほうにお戻りいただきまして、4ページの4番の「(3) 高等学校用教科用図書の採択」のイのi)に戻りますが、教科ごとに全ての教員で構成する委員会でございます。例えば、国語で考えますと、国語という教科の中には、現代文、古文、漢文にかかわる教科書がございますけれども、それらにかかわる国語科の教員がグループを組んで調査研究する委員会と考えてございます。そして、校内検討委員会では、同じく4ページの4番の(3)イのiii)に示してございますが、選定候補として複数の教科用図書について調査研究をし、報告書を作成し、校内採択候補検討委員会に調査結果報告書を提出いたします。7ページのフロー図②のほうをちょっと見ながらお願いしたいと思います。7ページのフロー図②を見ますと、④の部分でございます。次に、フロー図では左側中段にございますが、校内採択候補検討委員会についてでございます。校内採択候補検討委員会につきましては、これもまた4ページのほうなんです。4ページ、4番の(3)イのii)に示しておりますが、メンバー構成は、学校長を長として、管理職や校内取りまとめ担当者、教科主任等を中心としたメンバーを学校長が任命いたします。構成するメンバーの人数といたしましては、各学校の状況に応じて10名程度になるものと想定しております。校内採択候補検討委員会の作業は、5ページの(3)のイのiv)になりますが、校内検討委員会が作成した報告書をもとに、採択候補となる教科書を選定し、採択候補一覧表を作成し、教科用図書選定審議会に提出いたします。フロー図のほうで言うと、⑤の部分でございます。また、採択候補一覧表には、各学校が採択候補として選んだ教科書だけではなく、調査研究した全ての教科書についての調査研究の内容を示していることとしております。

次に、特別支援学校及び特別支援学級の教科用図書の採択手順につきまして御説明いたしますので、8ページのフロー図③をごらんください。特別支援学校の小学部及び中学部、並びに小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書は、原則として通常の学級で使用する教科用図書と同

じでございますが、特別な教育課程による場合は、下学年用の教科用図書や文部科学省著作教科書のほかに、一般図書、附則第9条図書を使用することができることといたしております。学校が附則第9条図書の使用を希望する場合は、校内検討委員会を設置し、対象となる児童生徒の発達段階や障害の状態、能力、適正などを踏まえ、調査研究し、学校長が選定した附則第9条図書を審議会に御報告いたします。審議会では、調査研究等の報告を参考に審議し、その結果を教育委員会へ答申いたしまして、教育委員会において毎年採択していただくことといたします。特別支援学校の高等部におきましては、現在高等部用の教科用図書がございませんので、附則第9条図書を調査研究し、学校ごとに選定した附則第9条図書を審議会に報告するものといたします。審議会では、附則第9条図書について審議し、その結果を教育委員会へ答申いたしまして、教育委員会において毎年採択していただくものといたします。

以上、「4 教科用図書の採択手順」につきまして、校種別にフロー図により御説明申し上げました。

次に、9ページをごらんください。今後のスケジュールでございます。

本日以降、教科用図書選定審議会、調査研究会、教科用図書展示会を経て、8月の教育委員会における採択を予定しております。以上、教科用図書採択方針、手順等につきまして御説明申し上げます。

次に、10ページをごらんください。「平成28年度使用教科用図書の選定に係る諮問」について御説明申し上げます。本年度は、中学校、高等学校、特別支援学校で使用する教科用図書の採択替えを行うこととなります。そのため、これらの教科用図書の採択替えに当たり、教育委員会が教科用図書選定審議会の意見を聞くため、同審議会に諮問するものでございます。

「1 諮問内容」でございますが、校種ごとに使用する教科用図書についての調査審議でございます。

「2 根拠法令」は、川崎市附属機関設置条例でございます。11ページの参考資料に条文を掲載してございます。また、参考条文といたしまして、13ページに、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条、第11条及び第13条第2項及び同法施行令第10条を掲載してございます。

次に、10ページにお戻りいただきまして、「3 諮問先」は、川崎市教科用図書選定審議会でございます。本委員会で御承認をいただきましたら、諮問の手続を進めていく予定でございます。

議案第7号につきましての事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

#### 【峪委員長】

はい、ありがとうございました。ただいまの件につきまして、御質問等ありますでしょうか。

#### 【吉崎委員】

よろしいですか。7ページの高等学校における教科用図書採択手順について、フローについて質問したいんですが、これでかなりはっきりしてきたというか、わかりやすい流れになったというふうに私は評価しているんですが、特に校内採択候補検討委員会が一覧を作成しますね、学校長を長として。この一覧が5ページのところの一番上のところに、採択候補一覧には、採択候補と



なる教科用図書及び選定候補として調査を行った採択候補以外の教科用図書についての調査研究の内容を掲載すると書いてあります。これは具体的にどういうふうになるのでしょうか。その学校が、例えば、国語で現代国語だったら、これを一番というふうに採択を選ぶけれども、ほかのその採択にならなかったけれども、検討したほかの教科書についてのことも書くわけですね。そうすると、どういう併記になりますか、それは。順番もついてきて、かつ何か書かれるのでしょうか。

**【カリキュラムセンター室長】**

まず国語なら国語の担当者のもとに調査した内容を全て。

**【吉崎委員】**

書く。

**【カリキュラムセンター室長】**

欄に書きます。そのうち、高等学校が一つを採択候補とした。

**【吉崎委員】**

ある高校は現代国語はこれを選ばせていただきますと、記号か何かついてくるということですか。

**【カリキュラムセンター室長】**

はい、そういうことを考えています。

**【吉崎委員】**

あと教科書について調べたことは、全部、例えば4社あれば4つのことを書いてあるけれども、一つに丸がついてくるということですね。

**【カリキュラムセンター室長】**

はい。

**【吉崎委員】**

丸をつけた理由は何か書いてきますか、そこで。そのわきに書いてあることを読めばいいということですか。

**【カリキュラムセンター室長】**

そういうふうに。

**【吉崎委員】**

そうですね。そういうことですか。わかりました。

**【濱谷委員】**

いいですか。1教科に複数選ぶんですよね、高校のは。ということは、1、2、あとは、3つは特になしみたいな感じじゃなく、1、2じゃなくて、これとこれは同列で2つを選ぶ。

【吉崎委員】

一つ選ぶんでしょう。

【濱谷委員】

一つ選ぶんですか。

【吉崎委員】

はい。採択一覧では一つ丸がついてくるんでしょう、ある高校。4社あるから4社の説明はずつと書いてあると。採択理由もその丸のわきには書いてあるんだということですね。特色で。

【カリキュラムセンター室長】

はい。

【吉崎委員】

複数選ぶわけじゃないんですね。

【濱谷委員】

最初の校内のときだけ複数選ぶ。

【吉崎委員】

いや、1社でしょう。

【濱谷委員】

複数を選ぶことに書いてありますよね。

【カリキュラムセンター室長】

フロー図でいうと、どこになりますか。

【濱谷委員】

一番下に。

【高橋委員】

校内検討委員会。

【教育長】

もう一度④と⑤のところの内容を説明してください。

【カリキュラムセンター室長】

はい。④につきましては、校内の各教科等で調査した教科書の内容について、このような内容で調査しましたという一覧表を。

【峪委員長】

作るんだよね。

【カリキュラムセンター室長】

それを校内採択候補検討委員会に付して、その4つについてその一つ一つの教科書については正しく、それが調査研究内容なのかというものを吟味いたしまして、その中で、一つ選んだものを審議会上げるのですが、この一つだけを出しているのではなくて、その調査したほかのものについても書いてあるものを挙げるということになります。

【吉崎委員】

選ぶのは、一つ丸がついてくるんでしょう。

【カリキュラムセンター室長】

はい。

【吉崎委員】

順番ではなくて。ここの候補一覧というのは、それがいろんな教科があるからということでしょう。国語だったら現国だけではなくて、漢文があったり、古典があったりするからといって一覧という言葉を使っているわけでしょう。選ぶのは一つでしょう。

【カリキュラムセンター室長】

そうです。

【吉崎委員】

格好としては。

【濱谷委員】

そうなんですか。4ページのところの下の方に、イのiii) のところに、校内検討委員会は、教科ごとに選定候補となる複数と書いてあるけど、これはどういうことですか。

【吉崎委員】

複数調べているわけ。

【濱谷委員】

複数を見て、1個を選ぶということですか。

**【吉崎委員】**

そうです。採択は1個。学校ごとに1個ですよ。

**【峪委員長】**

校内採択候補検討委員会で一つ決まる。

**【吉崎委員】**

絞る。

**【峪委員長】**

その前は、調査ですから、いくつもの会社の教科書を調査する。そして、ただ調査するだけでなく、これまでと違って報告書をしたためるんですね。

**【指導課長】**

今、濱谷委員がおっしゃったのは、4ページの(3)のイのiii)の「校内検討委員会は教科ごとに選定候補となる複数の教科用図書について調査研究」、ここを言っているんですよ。で、「校内採択候補検討委員会に報告書を提出する」、この部分を先ほど御質問されたということですね。これはフロー図、7ページですが、④のところ、校内検討委員会が調査研究して、校内採択候補検討委員会に報告書を提出するんですが、そのときは、一つの種目、教科とか種目で、複数、2冊以上のものを調査研究して、校内採択候補検討委員会のほうに上げていくということで、そこで複数上がってきたものを校内採択候補検討委員会、ここで検討して、当初審議会のほうに一覧表を提出するときは、校内検討委員会で複数調査検討したものを、材料的には全部上げるんですが、方法として審議会側に上げるときは、一つ、1冊これです。そのほかに学校としては、種目についてこれだけ調査研究していますよということも上げていくと、そういう流れです。

**【高橋委員】**

はい、わかりました。それと、私も皆さんと一緒に昨年の見直しをお願いして、非常に現場の意見もあって、多面的に見ることができるような流れに変更されたなという認識でいます。高校のところは、皆さんと意見は同様なので、特別支援に関しても見直しを図っていただいたかと思うんですけども、これは結構毎年のように、附則9条って、採択の結果がかなり特別支援学校、特別支援学級それぞれ500冊から600冊を採択していると思うんですね。文科さんが3000いくつ採択したのを全体で絞ってもそこまでに行っちゃうというふうに、非常に運用途面で附則9条に交換というか、運用していくというところでの課題というのは、とても現場に落としたときには大変だと思いますので、毎年の中で、ちょっとよき事例というか、この9条本に変えたときに、どういったときに変えたのかとか、そういう積み上げが非常に大事になってくるのかなと思いますから、研究会等との協力のもと、特に今後インクルーシブとか言われる中で、非常にこの辺の個別支援、個別教育計画との連動はとても難しいところです。ここはぜひ具体的に積み上げていくということ、昨年プラスアルファを今年も含めて、ブラッシュアップをさらにしていただきたいというふうに思います。

**【峪委員長】**

よろしいですか。

**【吉崎委員】**

もう1回質問いいですか。7ページに戻りますが、フロー図です。⑤と③の両方の提出された書類を踏まえて、教科用図書、高校のほうですが、選定審議会が審議するわけですが、⑤の学校から1たるものが丸がついてきて、それぞれ4つ、ないし3つそれぞれの複数の特色が書かれたものがあつたのと、学校を超えてそれぞれの教科ごとに全市でのある教科の調べた結果が③だと思うんですが、学校の特色として⑤が出てくると思うんですが、全市としての複数の高校からの教科の調査結果というのは、③だと思うんですが、この⑤と③はどのように選定審議会では考慮しますか。これは選定審議会に全く任せるんでしょうが、どんなふうにお考えですか。

**【カリキュラムセンター室長】**

審議会の中では、⑤で上がってきた高等学校ごとに調査してきた内容が正しいものかどうかということなんですけど。

**【吉崎委員】**

妥当かどうかのチェックを③で見るということですか。

**【カリキュラムセンター室長】**

はい、そういうことでございます。

**【吉崎委員】**

これは書かれている内容は、どういうふうになりますか。③というのは、普通高校、全日制、定時制いろいろありますし、普通高校や実業高校がいろいろありますよね。その上で、国語なら国語が上がってきますよね、各社の特色が。それと各高校のさらに全日制、定時制によって出てくる、丸がついている候補が出てきますね。これはチェックというのはどういうふうにできるものなのか。この場では。

**【カリキュラムセンター室長】**

審査審議は観点、3ページから4ページにあるような、調査をしたものが学校から上がってきた報告書の中にはついているんです。その内容の比較と、それから、あと構成とか、見やすさといったようなところとか、そういったものの比較などです。

**【吉崎委員】**

なるほど。ということは、⑤で上がってきたものが、審議会としては妥当な判断かどうかのチェックを③で行うというふうを考えてよろしいですか。

**【カリキュラムセンター室長】**

はい。

【吉崎委員】

はい、わかりました。

【高橋委員】

そうするとね、⑤の次が③ということですか。

【吉崎委員】

ううん、次じゃない。

【濱谷委員】

次じゃない。

【吉崎委員】

⑤と③が同時に上がってくる。

【高橋委員】

同時に上がってくるわけですか。

【吉崎委員】

審議会には⑤と③が同時に上がってくる。

【高橋委員】

同時に上がってきて、それを並べて審議会が見るということですね。わかりました。

【峪委員長】

⑤を検討する際に、③を参考にしながら進めると。

【高橋委員】

③のほうが先に。

【吉崎委員】

いや、一緒に上がってきているんでしょう。

【峪委員長】

一緒に上がってきている。

【高橋委員】

同時だから。これ一緒。

【吉崎委員】

真ん中は学校の特色がなく、全部ですよ。

【濱谷委員】

③のところでは上がってくるものは、例えば、1の全日制の例えば国語の教科書はこれとか、2番目の学校の国語の教科書はこれとかいう感じではなくて、国語の教科書全部を見て、定時制も全日制も、1も2も3も4も5の学校の国語の先生がみんな集まって検討して、それぞれの教科書についての意見を出してくださるということですよ。だから、それを参考にして、1の学校はこういう学校だから、これをと言ってきているけど、それは妥当かどうかというのを意見を見て決めるということですよ。よくわかりました。

【吉崎委員】

でも大分これはわかりやすくなったといえますか、高校の場合、学校によってすごい人数が少なくなったり、教科によってはありますので、それが二つの側面から検討されるようになったので、二つというのは、校内も複数の目で最終的に候補検討委員会が校長の責任のもとで出していただけということと、学校を超えた教科の部会の専門の方が出すものと、両方あるということは、我々は審議会のほうの審議もかなり充実したものができるといえるんじゃないかということにおいて、非常によくなったんじゃないかと私は思いますけど。

【峪委員長】

はい、ありがとうございました。

【濱谷委員】

よくわかりました。ありがとうございます。

【峪委員長】

それでは、よい評価を得ることができたと思いますので、原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案どおり可決をいたします。ありがとうございました。

## 9 報告事項Ⅱ

### 報告事項 No. 2 叙位・叙勲について

【峪委員長】

庶務課長 お願いいたします。

**【庶務課長】**

それでは、報告事項 No. 2 「叙位・叙勲について」御報告申し上げます。

高齢者叙勲を受けられた方が2名、死亡叙位・叙勲を受けられた方が1名いらっしゃいまして、受章者、叙勲名等につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

初めに、鈴木先生につきましては、昭和24年に教職の道を歩み始められ、昭和62年に退職されるまでの38年間、教育の充実と発展に御尽力をいただきました。特に校長時代には、地域との連携を重視した体制づくりや教育環境の整備に取り組まれるとともに、中学校教育研究会や中学校長会運営委員会の要職を務めるなど、中学校教育の発展に多大な功績を残されました。

続きまして、杉田先生につきましては、昭和28年に教職の道を歩み始められ、昭和62年に退職されるまでの34年間、教育の充実と発展に御尽力をいただきました。特に校長時代には、学校運営の近代化を目指し、先駆的な特別活動の研究や地域に根差した学校づくりに取り組まれるとともに、中学校教育研究会の要職を務めるなど、中学校教育の発展に多大な功績を残されました。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、杉本先生につきましては、昭和23年に教職の道を歩み始められ、昭和63年に退職されるまでの40年間、教育の充実と発展に御尽力をいただきました。特に校長時代には、教育者として積み重ねてきた研さんと実績をもとに、特色ある学校づくりや教育研究活動に取り組まれるとともに、小学校教育研究会の要職を務めるなど、小学校教育の発展に多大な功績を残されました。

いずれの先生方も、長年の教育功労に対しまして、叙位・叙勲を受けられたものでございます。御説明は以上でございます。

**【峪委員長】**

それでは承認よろしいですか。

**【各委員】**

<承認>

**【峪委員長】**

それでは承認いたします。

**報告事項 No. 3 平成27年第1回市議会定例会について**

**【峪委員長】**

総務部長 お願いいたします。

**【総務部長】**

それでは報告事項 No. 3 「平成27年第1回市議会定例会について」御報告させていただきます。



今回の市議会は、2月13日から3月18日まで開催されました。それでは、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。

資料の「(1)平成27年第1回市議会定例会の提出議案について」でございますが、本定例会に提出された教育委員会関係の議案は、議案第7号「川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について」、議案第29号「川崎市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」、議案第30号「川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について」、議案第31号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、議案第36号「子母口小学校・東橋中学校改築工事請負契約の変更について」の5議案でございました。

この中で、議案第7号につきましては、市立高等学校の教員が行った非常災害時等の緊急の業務等に対して支給する、教員特殊業務手当の限度額を引き上げるために制定するものであり、議案第29号、議案第30号、議案第31号の3議案につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成27年4月1日に施行されることに伴い、制定をするものでございます。また、議案第29号につきましては、改正法第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関して必要な事項を定めるため制定するものであり、議案第30号につきましては、法律の改正により、教育長の身分が一般職から特別職とされたため、教育長の給料月額、及び、手当等について新たに定めなおすもの、議案第31号につきましては、改正法の施行に伴い関係条例の整備を行うために制定をするものであり、それぞれ、附則におきまして、「条例の施行の際、現に在職する教育長が引き続き在職する間については、この条例は適用しない」や「なお従前の例による」等の経過措置を定めるものでございます。

議案第36号につきましては、川崎市工事請負契約約款第26条第6項から第8項の規定により、賃金または物価の変動による工事請負契約の増額変更を行うものであり、併せて、地中埋設物撤去作業等による工期の延期および、延期に伴う工事請負金額の増額変更を行うものでございます。

審査及び採決の状況でございますが、議案第36号につきましては、先行議決となり2月16日の総務委員会において、他の議案につきましては、3月12日の総務委員会において、それぞれ審査され、議案第7号及び第36号につきましては全会一致、議案第29号から第31号につきましては賛成多数により、原案の通り可決するものと決し、本会議におきましても同様に原案の通り可決されたところでございます。主な質疑・答弁につきましては、資料の1ページから3ページにかけましてまとめてございますので、のちほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして、4ページをお開きいただきまして、「(2)平成27年第1回市議会定例会の答弁について」でございます。まず、「①代表質問」でございますが、2月26日・27日の2日間で行われ、全会派から質問がございました。主な内容といたしましては、中学校完全給食に関するもの、橋樹官衙遺跡群の国史跡指定に関するもの、学校司書に関するもの、地域の寺子屋事業に関するものなどがございました。具体的な質問及び答弁につきましては、資料の6ページから23ページにかけましてまとめてございますので、のちほどごらんいただきたいと存じます。

4ページにお戻りいただきまして、「②予算審査特別委員会」でございますが、今回は、3月5日・6日、3月9日・10日の4日間で行われ、24人の議員から31項目の質問をいただきました。主な内容といたしましては、いじめ相談に関するもの、教科書採択に関するもの、キャリア在り方生き方教育に関するもの、中学校の生徒死亡事件に関するもの、防犯カメラの設置に関するもの、学校図書館司書に関するもの、地域の寺子屋事業に関するもの等でございます。具

体的な質問及び答弁の内容につきましては、資料の24ページから60ページにまとめてございますので、のちほどごらんいただきたいと存じます。

なお、委員長への質問につきましては、本定例会におきましてはございませんでした。

以上で、平成27年第1回市議会定例会の報告を終わらせていただきます。

**【峪委員長】**

質問等ありますか。それでは承認でよろしいですか。

**【各委員】**

<承認>

**【峪委員長】**

それでは承認といたします。ありがとうございました。

#### 報告事項 No. 4 市議会請願・陳情調査状況について

**【峪委員長】**

総務部長 お願いいたします。

**【総務部長】**

引き続き、御報告させていただきます。それでは、報告事項 No. 4「市議会請願・陳情審査状況」について、御報告申し上げます。

お手元の資料「平成26年度市議会総務委員会に付託された請願・陳情の審査状況」をごらんいただきたいと存じます。今回は、前回御報告をいたしました、平成27年1月27日開催の教育委員会定例会以降に審査及び提出されました、請願、陳情につきまして御報告申し上げます。

3ページをお開きください。下段、陳情第186号「慰安婦問題に関して正しい歴史教育を行うことを求める陳情」についてでございますが、2月3日に陳情者より取下げ願いが提出され、2月6日の総務委員会においてに取下げが承認されたところでございます。

また、教育委員会に関連する、新たな請願及び陳情の提出はございませんでした。

なお、本議会が現議員の任期中最後の議会となるため、規定により議会閉会日をもって、1ページの陳情第4号、3ページの請願第86号、請願第91号、陳情第183号につきましては、審議未了廃案となりました。

説明につきましては、以上でございます。

**【峪委員長】**

ありがとうございました。御質問等ありますか。では承認でよろしいですか。

**【各委員】**

<承認>

【峪委員長】

それでは承認いたします。ありがとうございました。

## 10 議事事項Ⅱ

### 議案第8号 平成28年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱（案）について

【峪委員長】

指導課長 お願いいたします。

【指導課長】

それでは、よろしく申し上げます。

それでは、議案第8号「平成28年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱（案）」をごらんください。内容的には、前年度のものと同様に日程を除きまして特に変更はございませんので、主な項目を中心に順に御説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、「1 募集の区分」についてでございますけれども、全日制の課程と定時制の課程で募集をいたします。

次に、「3 学区の確認」についてでございますが、学区の確認に関し必要な事項は別に定めた規則がございます。お手元の規則になりますが、右上のほうに資料1というものがあります。資料1の「川崎市立高等学校の通学区域に関する規則（抜粋）」をごらんください。川崎市立高等学校の学区についてでございますが、第2条にあるとおり、全日制の課程及び定時制の課程のうち、普通科に当たる高等学校の学区は、川崎市内全域といたします。また、第2条の第2項にございますとおり、全日制の課程及び定時制の課程のうち、普通科を除く学科、具体的には工業科とか商業科などの専門学科に係る学区につきましては、神奈川県内全域といたします。なお、就学の特例措置といたしましては、第4条にございますように、市内を除く県内に住所を有する者のうち、中学校長の同意を得たものは、毎年度の高等学校第1学年の入学選抜に志願することができます。この場合において、入学を許可される者の数は、募集定員の8%以内といたします。

次に、募集期間について御説明いたします。資料、議案のほうにお戻りいただきまして、「5 募集期間」についてですが、共通選抜は、平成28年1月28日から2月1日まで、定通分割選抜は、3月2日と3月3日の2日間といたします。また、志願変更につきましては、次のページの2ページの7にあるとおり、共通選抜では、平成28年2月4日から2月8日まで、定通分割選抜では、3月4日と7日の2日間といたします。

次に、「9 選抜のための検査」についてですが、全日制は原則として国語、社会、数学、理科、英語の5教科と面接、必要に応じて特色検査を実施するものといたします。定時制は、国語、数学、英語の3教科と面接、必要に応じて特色検査を実施するものといたします。

次に、3ページの「10 検査等の期日」でございますけれども、「(1) 共通選抜」における学力検査は、平成28年2月16日、面接が2月17日と18日、特色検査は2月16日、17日、18日とし、合格発表を2月29日といたします。「(2) 定通分割選抜」における学力検査は、平成28年3月10日、面接は3月10日と11日、特色検査は3月11日、合格発表は3月1

8日といたします。

次に、「11 二次募集」についてでございますが、二次募集は、合格者が募集定員に満たなかったときにのみ、教育長が必要と認めて行うものいたします。二次募集の志願資格は、平成28年度入学者選抜において国立、公立、私立高校に合格していない者いたします。これは既に合格しているものが二次募集に出願して受験して合格者となることで、まだ進学先が決まっていない受験生が不合格となることを避けるための措置でございます。

次に、資料の2をごらんください。本日、御審議いただくこの議案の要綱(案)につきましては、この資料の2の「平成28年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」に準じて定めるものでございますので、こちらにつきましても御説明をさせていただきます。

まず、入学者選抜の方法といたしましては、共通選抜と定通分割選抜の2つの選抜がございます。全日制と昼間の時間など特別の時間を有する定時制は、共通選抜において募集定員の全てを募集して選抜をいたします。一方、昼間の時間など特別の時間を有しない夜間部だけの定時制につきましては、共通選抜においては、募集定員の8割を募集するものとし、後日行われる定通分割選抜にて残りの人員を募集選抜いたします。

具体的には、川崎市立高校の募集形態がどのようになるかと申しますと、資料の3をごらんください。市立5校の全日制とそれから川崎高校の定時制は、共通選抜により募集定員の全てを募集選抜することとし、そのほかの4校の定時制高校は、共通選抜において募集人員の8割を募集選抜するものとし、定通分割選抜において残りの人員を募集選抜することいたします。川崎市立川崎高校は、昼間部の定時制がありますので、こういった形になっているということでございます。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

**【峪委員長】**

ありがとうございました。それでは、御質問等ございますか。

**【高橋委員】**

ちょっと見落としているかもしれないので、テストのときにいろいろな配慮が必要な方の対応って、ここに書いてあるんですか。

**【教育長】**

3ページの10番の上の9番の(3)に当たるところですが、検査等の期日前のところ、(3)で、障害等のある志願者の選抜のための検査、ここでうたっておりますので、それぞれ別に定めているものです。

**【高橋委員】**

2番と3番、このあたりですね。はい、ありがとうございます。

**【峪委員長】**

それではよろしいですか。では原案のとおり可決ということではよろしいですか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。ありがとうございました。

## 議案第9号 川崎市教育委員会と神奈川県警察本部との相互連携に係る協定について

【峪委員長】

学校教育部担当課長 お願いいたします。

【学校教育部担当課長】

よろしくお願いいたします。それでは、学校警察連携事業について御説明をさせていただきます。お手元にお示しした資料は、川崎市教育委員会と神奈川県警察本部との学校警察連携制度の協定書の案でございます。

最初に、協定制度構築の経緯でございますが、平成14年5月27日、児童生徒の問題行動が深刻化し、少年非行が凶悪化、広域化するなど、児童生徒を取り巻く状況が憂慮すべき情勢にある中、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、また警察庁から各都道府県警察に対して、「学校と警察との連携の強化による非行防止対策の推進について」が通知されました。この通達を受けて、学校と警察の間で、児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図る上、必要な個人情報を互いに提供することによる学校警察連携制度の整備が始められ、現在では全47都道府県において制度が構築されているとのことでございます。本県では、個人情報保護条例の第8条の規定により本人外収集が、第9条の規定により目的外提供が制限されていることから、各自治体が設置しております、いわゆる個人情報審議会、本市においては、川崎市情報公開運営審議会に意見を聞く必要があるとのことでございます。今まで本市では、全市学校警察連絡協議会において、全市的な非行の傾向などの情報提供や未然防止に係る取り組みの発表、講演などを通して健全育成を図り、地区学校警察連絡協議会においては、地域の犯罪の傾向や各学校の実情など、参加者が匿名での情報交換を行い、各学校の児童生徒指導に生かしてきたところでございます。

次に、本制度の必要性でございますが、本制度の構築により、学校と警察との個人情報の取り扱いに関するルールが明確化され、個人情報を相互に提供することができるようになります。

本制度の締結後は、学校警察連絡協議会は学校警察連絡協議会として、今までどおり、児童生徒の健全育成を図る指導に生かし、本制度は本制度として、学校もしくは教育委員会と警察との直接的な連携を図り、学校は警察からの情報を児童生徒指導に生かすことができ得ると考えられます。また、学校と警察との連携がより一層図られることにより、学校現場で問題行動を繰り返す児童生徒の対応に、学校だけではなく、必要に応じて警察と情報を交換しながら、立ち直り支援、指導が可能になります。さらに、学校が問題行動を繰り返す児童生徒の個人情報を警察に提供し、連携した立ち直り支援活動を実施しようとした場合、通常であれば本人及び保護者の同意が必要となりますが、この制度では、本人、保護者に通知することとなります。

続きまして、県内の構築状況でございますが、平成16年11月の横浜市を初めとし、神奈川県教育委員会、私立中学校高等学校協会を含み、30の自治体等と締結がなされているとのことでございます。

本川崎市におきましては、半世紀以上の歴史がある学校警察連絡協議会において、非行傾向などの事例を通した情報交換を緊密に行って、一定の成果を上げてきました。また、御存じのとおり、各区教育担当が関係機関と連携しながら、区の実情に応じながら対応してきました。この連携制度につきましては、平成18年度に初めて県警本部から協定制度の必要性の説明を受けました。平成22年度からは、川崎市独自の連携制度の構築についての研究に着手をし、平成23年度には人事交流が始まりました。昨年度平成26年度からは、本格的な研究と協議に入り、平成26年度内に7回ほど協議を重ねてまいりました。

協定書をごらんください。まず文言につきまして、極力優しい表現を用いております。そして川崎区の事件を受けまして、前文に「児童生徒の安全な生活」と盛り込みました。また、第4条の(1)(2)、ここには携帯電話やスマートフォンやSNSの内容を盛り込み、時代に即したものとなっております。

おめくりいただきまして、別添の様式1、2でございますが、様式1、2につきましては、学校教育委員会が情報提供する場合の相談票。もう1枚おめくりいただきまして、別記様式(7関係)というのが、最後にあると思いますけれども、別記様式に関しましては、警察が情報提供する場合の連絡票でございます。ここでも本市におきましては、相談票という言葉を用いております。この協定が締結されることにより、さらなる連携がなされ、児童生徒の安全な生活が確保され、健全な成長がなされればと思います。

教育委員会で御審議を賜りたく、お願い申し上げます。以上でございます。

#### 【峪委員長】

ありがとうございました。それでは、質問等ありますか。

#### 【高橋委員】

以前からこの生徒理解というか、非常に身分も大事にということで、相当協定の案の中では、そこも含めた子どもを中心とした表現を使っているのかなというふうに理解しております。それは全体にもう一度、様式の面でもお願いするというか、この非常にシビアな情報の協定ということで、子どもの生徒理解という側面は、中心としてこれからも、今までもですが、これからもぜひその奥に潜む子どもが抱えている課題というのは、とてもこういったことまでやるという側面においては、とても複雑な課題も恐らく抱えているというところから実行というところに至るまではなると思うので、そこも今までもこれからもというところで、ぜひお願いしたいと思います。それを前提に、ちょっともしかしたら関係ないかもしれないんですけども、また、教育委員会は、本庁との独立性を持つての委員会なんですけど、本庁のほうで、ちょっと私なりにも調べたんですけども、総務局の中に行政情報課というか、個人情報を取り扱うような課があるかと思うんですけど、違うんですかね。そこの課との調整というか、そういったところは、まずどうなっているのかということをもし確認できたらお願いしたいです。また、2点目は、子どもの情報等なので、保護者との関係というのはちょっとわからないので、もしわかれば教えてほしいんですけど、マイナンバーとの関係とかというのは、何かかかわってくるのかどうかというのがわ

かれは、わからなければまた後で教えてほしいと思います。

**【峪委員長】**

また、後日。

**【高橋委員】**

わかりました。よろしく申し上げます。

**【学校教育部担当課長】**

御意見ありがとうございます。

1点目のほうの行政情報課のほうとの関係は説明してよろしいですか。

**【高橋委員】**

はい。

**【学校教育部担当課長】**

それは総務局の情報管理部の行政情報課という部署がありまして、川崎市の情報公開条例の規定に基づいて実施機関、実施機関というのは、それぞれの部署であるわけですが、個人情報に係る諮問事項について調査する、調査審議する機関が川崎市情報公開運営審議会というのがあります。その審議会が、年に数回開催されるというふう聞いておりまして、行政情報課のほうから、各局の市の担当課長のほうに諮問するような案件がありますかというような調査が来ます。それで今回、この教育委員会で今日御審議いただいて、承認ということになりましたら、その審議会のほうに教育委員会として諮問をしていく、そういう事務手続の流れになってございます。

**【高橋委員】**

じゃ、連携を既にとられてやられているというような感じですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

**【峪委員長】**

その他ないようでしたら、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【峪委員長】**

それでは、原案のとおり可決いたします。長い間御苦労さまでした、ありがとうございました。

**【峪委員長】**

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退席くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

## 1 1 報告事項Ⅲ

### 報告事項 No. 5 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

庶務課担当課長、庶務課長が説明した。

報告事項 No. 5 は承認された。

## 1 2 議事事項Ⅲ

### 議案第10号 川崎市教科用図書選定審議会委員の委嘱等について

#### 【峪委員長】

指導課長 お願いいたします。

#### 【指導課長】

それでは、議案第10号「川崎市教科用図書選定審議会委員の委嘱等について」御説明させていただきます。

この議案は、先ほど御承認いただきました選定審議会への諮問事項を調査審議するため、選定審議会委員の委嘱、または任命につきましてお諮りするものでございます。

議案書を1枚おめくりいただきまして、参考資料として、川崎市附属機関設置条例を添付してございます。それから、3ページの最後の別表第2に、川崎市教科用図書選定審議会について規定されておりますが、委員の構成は20人以内となっております。1枚お戻りいただきまして、2ページの第4条第2項につきまして、教育委員会が委嘱、または任命することになってございます。1枚目の委員の構成を記しておりますけれども、区分の内訳は、学識経験者が3名、学校教育関係者が15名、市職員が1名、合計19名の方々に対しまして委嘱、または任命をいたします。

本議案が承認されましたら、委嘱等の手続を進めていく予定でございます。

事務局からの説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 【峪委員長】

ありがとうございました。御意見等ありますか。

ないようでございますので、原案のとおり可決でよろしいですか。



**【各委員】**

<可決>

**【峪委員長】**

それでは、原案のとおり可決いたします。ありがとうございました。

### **13 閉会宣言**

**【峪委員長】**

本日の会議はこれもちまして終了いたします。

(16時05分 閉会)